

町の無料相談

| 相談種類 | 日にち | 時間 | 相談場所 | 申込み・問合せ | |
|-------------------------|---------|---------------|---|-------------------------------------|-------------------|
| 法律相談 | 弁護士 | 2/12(火)、25(月) | 13:30 ~ 16:00 | 役場会議室 | 役場総務課 ☎ 313 (要予約) |
| | 行政書士 | 2/20(水) | 10:00 ~ 15:00 | 役場会議室 | 役場総務課 ☎ 313 |
| 人権・行政相談 | 2/14(木) | 13:30 ~ 16:00 | 役場会議室 | 役場総務課 ☎ 313 | |
| 成人健康相談 | 2/1(金) | 9:30 ~ 11:30 | 役場町民ホール | 保健センター ☎ 049(294) 5511 | |
| 電話健康相談 | 平日 | 9:00 ~ 17:00 | | 保健センター ☎ 049(294) 5511 | |
| 育児ほっと相談室 | 2/1(金) | 10:00 ~ 11:45 | | 保健センター ☎ 049(294) 5511 | |
| もの忘れ相談会 | 毎月第3木曜日 | 10:00 ~ 12:00 | 中央公民館 | 地域包括支援センター ☎ 049(295) 2112 ㊟ 126 | |
| 子育て相談 なんでも話してみよう | 2/8(金) | 10:00 ~ 11:00 | 役場相談室 | 子育て支援センター ☎ 049(294) 4820 | |
| | 2/22(金) | | 子育て支援センター | | |
| 教育相談 | 平日 | 10:00 ~ 16:30 | 教育センター ☎ 049(295) 2525 | (電話相談可) | |
| 心配ごと相談 | 毎週水曜日 | 10:00 ~ 12:00 | 社会福祉協議会(ウイズもろやま内) ☎ 049(295) 3111 | | |
| 消費生活相談 | 毎週火曜日 | 10:00 ~ 15:00 | 役場相談室 | 役場産業振興課 ☎ 214 | |
| 生活困窮者自立相談 ※生活保護受給者以外 | 平日 | 8:30 ~ 17:00 | アスポート相談支援センター埼玉西部毛呂山出張所 (ウイズもろやま内) ☎ 080-2274-1445 | | |

歴史散歩

第296回

遺跡発見物語

～阿諏訪京の字遺跡の発見～

昭和5年(1930)3月18日、高萩村の高萩学校(現在の日高市高萩小学校)の校長を勤めていた小川三一郎氏は、阿諏訪の字岩間(現在の字京の字)を訪れた際、崩れた土堤の中から、土とは異なる色をした物が含まれていることに目が留まりました。気になった小川氏は、土の中を調べたところ、多数の石器や土器を発見しました。以前より発見場所の周囲では石の鏃などが見つかっていましたが、小川氏の調べた場所では見つかった石器や土器の数が多く、発見の知らせを受けた山根村役場は、小川氏とともに発見場所や出土遺物の記録を行いました。

発見された石器は、木の伐採や土掘りの道具として用いられた石斧のほか、マツリの道具と考えられる石剣、木の実を潰すための凹石(叩石)などがありました。また出土した土器については、「大体曲線模様、木ノ葉模様、外面全体ニ綱繩ノ跡様等施スルモノ」と特徴を記し、実物大のスケッチが描かれました。



京の字遺跡(阿諏訪)で発見された土器のスケッチ
(「山根村行政文書」・歴史民俗資料館蔵)

遺跡の性格について発見者の小川氏は、当時の考古学研究にもとづき、「約四千年前アイヌ族ノ住居セシ跡ナラン」とまとめています。そして記録の末尾に報告者は、遺跡の重要性を鑑みて発掘調査を行うか、手をつけず保護することが大切である、と綴りました。

その後の研究により、出土した土器類は、文様の特徴から5000～4500年前の縄文時代中期の土器であることが判明し、出土地には山間に暮らした縄文人の遺跡として岩間遺跡(現在は京の字遺跡)の名が付けられました。

京の字遺跡の発見は、阿諏訪地区の原始時代の歴史を解き明かすとともに、昭和25年に文化財保護に関する法律が制定される以前から地中に眠る先人たちの遺産に関心をもち、村として保護に取り組もうとした様子をうかがい知る出来事でした。

水道事業を考えよう

未来へ引き継ぐ 安全で頼れる水道をめざして

上下水道料金の徴収一元化が開始！



町では、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合から委託され、水道料金と公共下水道使用料の同時徴収を今月より開始しました。今後は、2ヶ月に一度の検針時の『水道使用量等のお知らせ』に下水道使用料の欄が追加され、合計金額での一括請求となります。なお、平成30年12月検針分までは公共下水道組合からの請求となりますのでご注意ください。

水道管の凍結にご注意を

冬は水道管の凍結にご注意ください。凍結すると水が出なくなるだけでなく、水道管や給湯器が破損することもあります。

水道管を凍結から守るためには

水道メーターボックスの中には、布や保温材（発泡スチロールなど）を入れましょう。

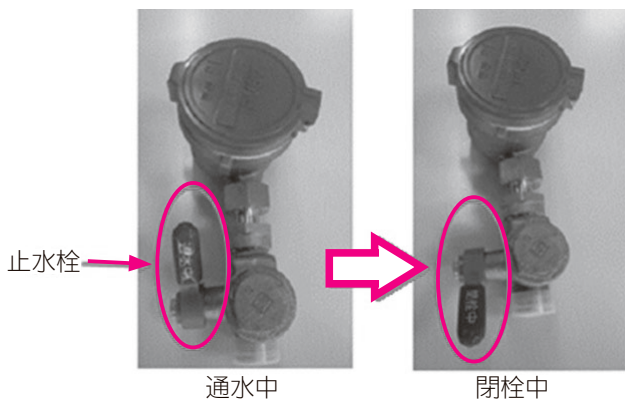
露出した水道管や蛇口には、保温材を十分に巻き付けましょう。

凍結した場合の対処方法

自然に溶けるのを待ちましょう。蛇口を無理にひねったり、熱湯を急にかけたりすると、破損するおそれがあります。やむを得ずお湯を使う際には、タオルなどをかぶせた上からぬるま湯をゆっくりとかけてください。

破損した場合の対処方法

水道管が破損したら、指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。修理業者が到着するまでの間は、水道メーターボックスの中にある丙止水栓を閉めれば水道を止めることができます。マンションやアパートなどの集合住宅にお住まいの方は、管理者へ連絡してください。



貯水槽の点検・清掃 を行っていますか？

貯水槽（受水槽・高架水槽）の設置者は、安心な水を飲むために、次の4つの義務がありますのでご確認ください。

- ①水に異常がないことを日ごろから点検する
- ②水槽内の清掃を1年に1回以上行う
- ③法定機関による水質検査を1年に1回以上受ける
- ④水に異常が生じたら、すぐに給水を停止して利用者へ周知し、水質検査を行う

